

## 用語の説明

- (1) 卒業者 平成23年度間に、大学（学部）、短期大学（本科）、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業した者及び平成24年3月に高等学校の本科を卒業した者をいう。
- (2) 就職者 進学者及び専修学校等に入学した者以外で、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない。
- (3) 就職者総数 大学等に進学しかつ就職した者、専修学校（専門課程）に進学しかつ就職した者、専修学校（一般課程）等に入学しかつ就職した者及び前記（2）の就職者のすべてを合計した数。
- (4) 一時的な仕事に就いた者 臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。例えば、アルバイト、パート等で一時的な仕事に就いた者をいう。
- (5) 産業別就職者数 就職者（（3）就職者総数）の就職先の事業所の主な産業種類を、「日本標準産業分類」により分類したもの。
- (6) 大学等進学者 高等学校卒業者のうち、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- (7) 専修学校（専門課程）進学者 高等学校卒業者のうち、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- (8) 専修学校等入学者 高等学校卒業者のうち、専修学校の一般課程（特に入学資格を定めない課程）及び高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。
- (9) 公共職業能力開発施設等入学者 公共職業能力開発施設等に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。